



【指導監査について】

児童福祉法等に基づき、原則として、年度ごとに1回、指導監査を実施します。運営基準が遵守されているか、適正な会計処理が行われているか、その他関係法令等に基づく運営状況について、現地への立ち入り、関係書類の確認、施設職員等への聞き取りにより行います。

年間スケジュール



監査の約 1 か月前

- ・事業者あてに監査の「指導監査実施通知」をkintoneを用いて発出※します。当日準備していただく書類についても記載していますので、監査当日までに準備を行ってください。

監査当日

- ・立入により実施します。当日準備書類は、直ぐに確認できる状態に揃えておいてください。
- ・監査の終了後、確認した内容を施設等の代表者や関係職員に説明し、改善等が必要な事項について指導事項としてお伝えします。お伝えした指導事項については速やかに改善に向けて取り組んでください。

監査の約 1 か月後

- ・事業者あてに監査の「指導監査結果通知」をkintoneを用いて発出※します。
- ・「指導監査結果通知」には、監査当日にお伝えした指導事項のうち、法令または通知等に対する違反があり、改善状況について本市へ文書報告を求める事項を記載します。
- ・上記事項に加え、前回監査で改善報告の提出を求めなかった指導事項のうち、改善への取り組みがなされていないものについても、令和4年度から改善報告を求めることとしています。

結果通知受領後 30 日以内

- ・「指導監査結果通知」に対する「改善報告書」を改善が確認できる資料を添えて提出してください。

監査結果の公表

- ・指導監査の結果等について、大阪市ホームページ上で公表します。

※乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設には、郵送により発出します。